

砂川市訓令第54号

令和4年9月30日

砂川市公金収納事務委託規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市公金収納事務委託規程の一部を改正する訓令

砂川市公金収納事務委託規程（昭和61年訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「金融機関へ」を「公金」に改め、同条本文中「並びに、」を「及び」に、「砂川市指定金融機関派出所」を「会計管理者」に改め、同条ただし書中「指定金融機関の休業日の場合は、翌営業日とし市役所の休業日も同様」を「砂川市の休日を定める条例（平成3年条例第18号）第2条第1項各号に掲げる日（以下「休日等」という。）の場合は、当該休日等の翌日に引き継ぐもの」に改める。

第4条の見出し中「現金引継」を「公金引継」に改め、同条本文中「現金は、当日中に指定金融機関派出所の営業時間中」を「公金は、当日に会計管理者」に改め、同条ただし書中「日曜日の場合は前日」を「休日等の場合は、当該休日等の前日に収納した公金は当日に引き継ぐもの」に改める。

第8条中「(昭和53年規則第8号)、及び砂川市公営住宅使用料徴収業務委託規則（昭和45年規則第9号)」を削る。

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。